

受給するには登録・申請が必要です。変更が生じた場合も各課窓口へ届出ください

こどもの医療費支給制度・重度心身障害者医療費支給制度について

こどもの医療費支給制度

お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給します。この支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要です。登録していない方は、子育て支援課窓口で申請してください。

対象の子ども 満18歳になる年の年度末まで

対象の医療費 保険診療による



○入院・通院医療費の一部負担金など

○登録時の持ち物 ○お子さんの健康保険証

○保護者名義の預金通帳 ○印鑑

○支給対象外 学校・保育所・幼稚園内と通学・通園中のケガによる診療(※)、第三者行為による疾病に関わる医療費

※学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となります。

重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給するには申請が必要です。

対象 ○身体障害者手帳1級、2級、3級の方

○療育手帳①、A、Bの方

○精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神病床への入院費用を除く)

○身体障害者手帳4級の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方で、すでに埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に新たに重度心身障害者となった65歳以上の方は対象にはなりません。

申請時の持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○健康保険証 ○本人名義の預金通帳

○印鑑

越生・毛呂山町内の指定医療機関の支払いについて

越生・毛呂山町内の指定医療機関では、医療費の窓口払いを免除する制度(現物給付)を行っています。受診するときに、健康保険証と受給者証

を掲示すると、医療費の支払いが免除されます(保険診療分のみ)。ただし、次の場合は免除されませんので、発行された領収書とともに各窓口

に申請してください。

○受給資格者証や健康保険証を忘れたとき

○指定医療機関以外で受診したとき(接骨院や越生・毛呂山町外での医療機関等)

○同一医療機関の入院・通院別でひと月の支払いが21000円を超えるとき

○窓口での支払いがなく診療を開始し、同じ月の半ばで21000円以上となった場合、遡って当月分の医療費を全て支払う必要があります。

○長期特定疾病の薬局分

※転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をして、受給資格証を返却してください。

※健康保険証の変更、氏名・住所変更など生じた場合も各窓口へ届出ください。

○適正受診をお願いします

○平日の診療時間内に受診しましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。

○普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。

○薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

○ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、安価で新薬(先発医薬品)と同等の効果を期待できます。医師や薬剤師と相談し、積極的に活用しましょう。

○こども医療費支給制度について

問 子育て支援課 子ども担当
☎内線162
問 重度心身障害者医療費支給制度について
問 健康福祉課 福祉担当
☎内線114

出生を祝福し、健やかな成長を願ひ

出生祝金を支給します

対象 出産した子を養育している父または母等で、子の出産日において1年以上越生町の住民基本台帳に記載されている方

※1年に満たない場合は、1年を経過後に申請できます
支給額 第1子・1万円、第2子・3万円、第3子以降・10万円

申請期間 子の誕生日から1年以内

持ち物 ○印鑑

○申請者名義の振込口座がわかるもの（通帳等）



子育て支援課 子ども担当

☎内線162

乳幼児の健全育成支援のため

チャイルドシート購入費を助成します

対象 ○購入時点で子どもが6歳未満であること

○購入日と申請日に越生町に住んでいること

○保護者は町税を滞納していないこと

補助額 購入価格の2分の1以内、1台につき上限1万円（千円未満切捨）

※子ども1人につき2回まで申請できます。

申請期限 購入日後6か月以内
持ち物 ○領収書（レシート）

○品質保証書
○保護者の運転免許証

○自動車車検証
○印鑑

○申請者名義の振込口座がわかるもの（通帳等）

子育て支援課 子ども担当

☎内線161

子育て世帯の経済的負担を軽減するため

ベビーベッドを無料で貸し出します

対象 町内在住で、1歳未満の乳児を養育する保護者

利用期間 6か月間
※出生予定日の2週間前から利用できます。

※1歳の誕生日の前日まで延長することができます。

利用方法 ①貸出希望日の1か月前までに、利用申請書を子育て支援課窓口にご提出ください（持ち物・印鑑、母子健康手帳（出生前に貸

し出しを受けるとき）。

②町が貸し出しすることを決定した場合、申請者に通知するとともにレンタル業者に連絡します。

③ベビーベッドは、宅配業者から自宅に届けられます。組立説明書をもとに利用者が組み立て、梱包ケースは大切に保管してください。

④利用期間の延長を希望する場合、貸出期間終了日の2

週間前までに再度利用申請書をご提出ください。

⑤利用者はベビーベッドを丁寧に使用ください。

⑥利用者は利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れて返却ください。

⑦利用者は利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れて返却ください。

⑧利用者は利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れて返却ください。



子育て支援課 子ども担当

☎内線161

経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる町立小中学校の児童生徒に対し

就学援助費を支給します

支給費用 学用品費・学校給食費・修学旅行費など

対象 ○児童扶養手当の支給を受けている家庭

○収入が少ないため学校給食費、修学旅行費の援助が必要な家庭

○職業が不安定（休職、失業、倒産等）であるため生活が困窮している家庭

○特別な事情（災害、事故、病気等）により、経済的に困窮している家庭

申込み 就学援助費受給申請書を記入の上、必要書類を添付し、学務課窓口へ提出

※申請書は、各学校と同課窓口にあります。

※現在受給している家庭も改めて申請手続きが必要です。

必要書類 生計をともしている方全員の前年の所得が

わかるもの（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）

※申請書を修正する場合、訂正印が必要になりますので、認印をご持参ください。

申請期間 2月1日（木）～3月30日（金）（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

※期間後も申請できますが、受給期間が短くなります。

認定の可否 7月頃に郵送

学務課 学務担当

☎内線507